

令和4年 第4回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和4年4月20日

議 題

- 議案第9号 選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第10号 在外選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第11号 在外選挙人名簿に登録する者について
- 議案第12号 投票区の設置の告示の一部改正について

その他

- 旅費の支給について
- 配布物：令和4年度明るい選挙カレンダー

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査の結果しらべ

次回開催日 令和4年5月20日（水）10：00～ 区長応接室

次々回開催日 令和4年6月1日（金）10：00～ 区長応接室

議案第9号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年4月20日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 637人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 168人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 469人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和4年4月20日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

参考

1. 抹消基準日 令和4年4月20日

2. 抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	誤載者	計
男	77	226	0	303
女	91	243	0	334
計	168	469	0	637

議案第10号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年4月20日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 抹消する者の数 | 3人 |
| 内訳 国内転入者 | 3人 |
| 2 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 抹消年月日 | 令和4年4月20日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。

議案第11号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和4年4月20日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

1. 登録する者の数 2人
2. 登録する者の氏名等 別紙のとおり
3. 登録年月日 令和4年4月20日

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

議案第12号

投票区の設置の告示の一部改正について

投票区の設置の告示（昭和47年福市中選告示第2号）の一部を次のように改正し、告示する。

令和4年4月20日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊 見

表中

南当仁第二	今川二丁目（1番の一部、3番の一部、4番、5番の一部）、地行一丁目、地行二丁目、地行三丁目、地行四丁目、地行浜一丁目、地行浜二丁目	を
南当仁第三	今川二丁目（南当仁第二投票区に属する区域を除く。）、鳥飼一丁目（南当仁第一投票区に属する区域を除く。）、鳥飼三丁目	

南当仁第二	地行一丁目、地行二丁目、地行三丁目、地行四丁目、地行浜一丁目、地行浜二丁目	に
南当仁第三	今川二丁目、鳥飼一丁目（南当仁第一投票区に属する区域を除く。）、鳥飼三丁目	

改める。

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第17条第2項の規定による。
 - ・ 告示 公職選挙法施行令第9条の2の規定による。
-

○公職選挙法

(投票区)

第十七条 投票区は、市町村の区域による。

2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。

3 前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

○公職選挙法施行令

(投票区の廃止又は変更の告示)

第九条の二 市町村の選挙管理委員会は、法第十七条第二項の規定により設けた投票区を廃止し、又は変更したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

投票区の設置の告示（昭和47年福市中選告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月28日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊 見

表中

南当仁第二	今川二丁目（1番の一部、3番の一部、4番、5番の一部）、地行一丁目、地行二丁目、地行三丁目、地行四丁目、地行浜一丁目、地行浜二丁目	を
南当仁第三	今川二丁目（南当仁第二投票区に属する区域を除く。）、鳥飼一丁目（南当仁第一投票区に属する区域を除く。）、鳥飼三丁目	
南当仁第二	地行一丁目、地行二丁目、地行三丁目、地行四丁目、地行浜一丁目、地行浜二丁目	に
南当仁第三	今川二丁目、鳥飼一丁目（南当仁第一投票区に属する区域を除く。）、鳥飼三丁目	

に改める。